

令和元年第1回臨時会（第1号）

令和元年5月17日（金曜日）午前10時17分開会

○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 選挙第 1号 議長の選挙
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 選挙第 2号 副議長の選挙
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 選挙第 3号 南渡島衛生施設組合議会議員の選挙
- 日程第10 選挙第 4号 南渡島消防事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 選挙第 5号 函館湾流域下水道事務組合議会議員の選挙
- 日程第12 選挙第 6号 函館圏公立大学広域連合議会議員の選挙
- 日程第13 選挙第 7号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
- 日程第14 報告第 2号 町議会の委任による専決処分の報告について
- 日程第15 報告第 3号 町議会の委任による専決処分の報告について
- 日程第16 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第18 議案第28号 令和元年度七飯町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第29号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長 谷 川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	宮田 東	総務部長	釣谷 隆士
民生部長	杉原 太	経済部長	青山 芳弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部 税務課長	広部 美幸
民生部住民課長	清野 真里	民生部福祉課長	村山 徳收
経済部土木課長	佐々木 陵二	経済部都市住宅課長	寺谷 光司

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長 扇 田 誠 学 校 教 育 課 長 竹 内 圭 介

○本会議の書記

事務局 長	関口 順子	書 記	妹尾 洋兵
書 記	佐々木 宏美	書 記	梅川 理香子

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

9 番 上 野 武 彦 12 番 中 島 勝 也

午前10時00分 開会

○**議会事務局長（関口順子）** おはようございます。

このたびの七飯町議会議員選挙における御当選、まことにおめでとうございます。

本日の臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございますので、開会前ではございますけれども、議会事務の執行、議員皆様の職務を補助いたします議会事務局職員を紹介させていただきます。

最初に、私は、事務局長兼庶務係長の関口順子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、私の隣になります、議事係長の妹尾洋兵でございます。

○**議事係長（妹尾洋兵）** 妹尾です。よろしくお願ひします。

○**議会事務局長（関口順子）** その隣になります、調査係長の佐々木宏美でございます。

○**調査係長（佐々木宏美）** 佐々木です。よろしくお願ひします。

○**議会事務局長（関口順子）** その隣になります、庶務係の梅川理香子でございます。

○**庶務係（梅川理香子）** 梅川です。よろしくお願ひします。

○**議会事務局長（関口順子）** 未熟ではございますが、私ども職員一同、円滑な議会運営の事務に努力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、議会運営例規第22項の規定により、執行機関を代表いたしまして、中宮安一七飯町長より御挨拶を申し上げます。

○**町長（中宮安一）** 皆さん、おはようございます。

改選後、初となります令和元年第1回七飯町議会臨時会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る4月21日に執り行われました七飯町議会議員選挙において、少数激戦の中、見事勝ち抜かれ当選されました議員の皆様、御当選まことにおめでとうございます。あわせて、これまでの御労苦に対し、心より敬意を表する次第であります。

さて、国の内外にも天地にも平和が達成される

と願った平成が終わり、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ令和になりました。年号が変わり、時代がどんなに変わっても町民皆様の願ひ、それは安全で安心な七飯町であります。

その安全で安心な七飯町、すなわち住みたいまち、住み続けたいまち七飯町をつくるため、防災計画の見直し、人口減少問題、地域経済の活性化、町民福祉のさらなる向上等々、解決すべき課題は多々ありますが、車の両輪のごとく力を合わせ、知恵を出し、創意工夫を重ね、夢と希望と可能性にあふれた七飯町のため、全力で頑張ってもらおうではございませんか。そのため、この神聖なる議場で大いなる議論を展開し、すばらしい4年間になりますよう心から御祈念し、挨拶いたします。どうぞよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○**議会事務局長（関口順子）** ありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であり、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、畑中静一議員が年長の議員でございますので、ここで紹介させていただきます。

畑中議員、議長席へお着き願ひします。

（畑中議員、議長席に着く）

○**臨時議長（畑中静一）** ただいま御紹介いただきました畑中でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

臨時議長として、最初に、運営例規第23項の規定により、議員の皆さんに自己紹介をお願いいたします。

自己紹介は、名前、住所、職業の順でお願いいたします。

上野議員から、着席のしている順番にお願いいたします。

○**上野武彦** 上野武彦です。職業は花卉栽培をやっております。どうぞよろしくお願ひいたします。住所は、七飯本町4丁目23-20です。

○臨時議長（畑中静一） 次に、中島議員、お願いいたします。

○中島勝也 おはようございます。中島勝也と申します。中野58-36に住んでおります。職業は無職でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○臨時議長（畑中静一） 坂本議員、お願いいたします。

○坂本繁 おはようございます。坂本繁です。大中山6丁目452番地。職業は息子の農業を手伝っております。よろしくお申し上げます。

○臨時議長（畑中静一） 横田議員、お願いいたします。

○横田有一 おはようございます。横田有一です。住所は鳴川3丁目23-2。会社役員をしています。よろしくどうぞお願いします。

○臨時議長（畑中静一） 田村議員、お願いいたします。

○田村敏郎 田村敏郎でございます。住所は緑町3丁目3-29。職業は無職でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（畑中静一） 長谷川議員、お願いいたします。

○長谷川生人 長谷川生人でございます。住所は大中山2丁目12-11でございます。職業は会社員でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（畑中静一） 平松議員、お願いいたします。

○平松俊一 おはようございます。平松俊一であります。中野53-4に住まいをしております。会社員をしております。どうぞよろしくお申しいたします。

○臨時議長（畑中静一） 神崎議員、お願いいたします。

○神崎和枝 神崎和枝でございます。緑町2丁目12-15。無職でございます。よろしくお申しいたします。

○臨時議長（畑中静一） 川上議員、お願いいたします。

○川上弘一 おはようございます。川上弘一でございます。住所は七飯町字中野38番地31でございます。職業は無職でございます。よろしくお

申しいたします。

○臨時議長（畑中静一） 青山議員、お願いいたします。

○青山金助 おはようございます。青山金助と申します。住所は七飯町桜町193-5に住んでおります。職業は農業の手伝いをしております。よろしくお申しいたします。

○臨時議長（畑中静一） 若山議員、お願いいたします。

○若山雅行 新人の若山雅行でございます。住所は七飯町字上軍川419-8でございます。現在、職はありませんけれども、7月に社会保険労務士登録に向けて準備中ということでございます。よろしくお申しいたします。

○臨時議長（畑中静一） 池田議員、お願いいたします。

○池田誠悦 おはようございます。池田誠悦でございます。住所は七飯町字中島168番地でございます。職業は農業でございます。ひとつよろしくお申しいたします。

○臨時議長（畑中静一） 木下議員、お願いいたします。

○木下敏 木下敏です。住所は七飯町字東大沼340番地の2です。職業は農業です。どうぞよろしくお申しいたします。

○臨時議長（畑中静一） 澤出議員、お願いいたします。

○澤出明宏 名前は澤出明宏と申します。住所は大沼町206番地です。職業は自営を営んでおります。以上でございます。よろしくお申しいたします。

○臨時議長（畑中静一） 稲垣議員、お願いいたします。

○稲垣明美 稲垣明美と申します。住所は大川5丁目2-39です。職業は会社経営をしております。よろしくお申しいたします。

○臨時議長（畑中静一） 川村議員、お願いいたします。

○川村主税 おはようございます。川村主税と申します。住所は本町3丁目14番6号です。職業は社会福祉法人の手伝いをしております。どうぞよろしくお申しいたします。

○臨時議長（畑中静一） 中川議員、お願いいたします。

○中川友規 中川友規と申します。住所は大中山2丁目36-8。職業は不動産賃貸業を営んでおります。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（畑中静一） 最後になりますが、私は畑中静一と申します。住所は峠下301番地。職業は無職でございます。よろしくお願いいたします。

以上で、議員全員の自己紹介を終わります。

次に、運営例規第26項の規定により、執行機関の特別職並びに管理職の紹介を求めます。

町長。

○町長（中宮安一） それでは、平成31年4月1日、人事異動に伴う事務分掌発令につきましては、町政動向報告の資料に添付しておりますが、改めて議員の皆様へ全ての特別職、管理職の紹介をさせていただきます。

まず、私の左隣が副町長、宮田東でございます。

○副町長（宮田 東） 宮田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（中宮安一） 次に、向かって演壇右隣が教育長、與田敏樹でございます。

○教育長（與田敏樹） よろしく申し上げます。

○町長（中宮安一） 続きまして、部ごとに紹介してまいります。

総務部長、釣谷隆士でございます。

○総務部長（釣谷隆士） 釣谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（中宮安一） 総務部総務財政課長、倍楼司でございます。

○総務財政課長（倍楼 司） 倍楼です。どうぞよろしく申し上げます。

○町長（中宮安一） 総務部政策推進課長、中村雄司でございます。

○政策推進課長（中村雄司） 中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（中宮安一） 総務部情報防災課長、若山みつるでございます。

○情報防災課長（若山みつる） 若山です。よろしくお願いいたします。

○町長（中宮安一） 総務部税務課長、広部美幸でございます。

○税務課長（広部美幸） 広部です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（中宮安一） 会計管理者兼会計課長兼経済部水道課参事、青山栄久雄でございます。

○会計管理者兼会計課長兼経済部水道課参事（青山栄久雄） 青山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（中宮安一） 続きまして、経済部でございます。

経済部長、青山芳弘でございます。

○経済部長（青山芳弘） 青山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（中宮安一） 経済部土木課長、佐々木陵二でございます。

○土木課長（佐々木陵二） 佐々木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（中宮安一） 経済部都市住宅課長、寺谷光司でございます。

○都市住宅課長（寺谷光司） 寺谷です。よろしく申し上げます。

○町長（中宮安一） 経済商工観光課長、福川晃也でございます。

○商工観光課長（福川晃也） 福川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（中宮安一） 経済部商工観光課参事、三浦正彦でございます。

○商工観光課参事（三浦正彦） 三浦です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（中宮安一） 経済部農林水産課長、川島篤実でございます。

○農林水産課長（川島篤実） 川島です。よろしく申し上げます。

○町長（中宮安一） 経済部水道課長、笠原泰之でございます。

○水道課長（笠原泰之） 笠原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（中宮安一） 農業委員会事務局長、田中正彦でございます。

○農業委員会事務局長（田中正彦） 田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（中宮安一） 続きまして、民生部でございます。

民生部長、杉原太でございます。

○民生部長（杉原 太） 杉原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 民生部福祉課長、村山徳收でございます。

○福祉課長（村山徳收） 村山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 民生部住民課長、清野真里でございます。

○住民課長（清野真里） 清野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 民生部環境生活課長、磯場嘉和でございます。

○環境生活課長（磯場嘉和） 磯場です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 民生部子育て健康支援課長、岩上剛でございます。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 岩上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 南渡島衛生センター長、橋本誠でございます。

○南渡島衛生センター長（橋本 誠） 橋本です。よろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 続きまして、教育委員会でございます。

教育次長兼学校統廃合担当、扇田誠でございます。

○教育次長兼学校統廃合担当（扇田 誠） 扇田です。よろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 学校教育課長、竹内圭介でございます。

○学校教育課長（竹内圭介） 竹内です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 生涯教育課長、北村公志でございます。

○生涯教育課長（北村公志） 北村です。よろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 学校給食センター長、柴田憲でございます。

○学校給食センター長（柴田 憲） 柴田です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） スポーツ振興課長、川崎元でございます。

○スポーツ振興課長（川崎 元） 川崎です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 紹介は、以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（畑中静一） 以上で、執行機関の特別職並びに管理職の紹介を終わります。

町長を除く特別職並びに管理職の方は、退席をお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

○臨時議長（畑中静一） 休憩前に引き続き、再開いたします。

開会・開議宣告

○臨時議長（畑中静一） ただいまから、令和元年第1回七飯町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1

仮議席の指定

○臨時議長（畑中静一） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2

会議録署名議員の指名

○臨時議長（畑中静一） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において、上野武彦議員、中島勝也議員、以上2名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時20分 再開

○臨時議長（畑中静一） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第3

選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（畑中静一） 日程第3 選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入りを閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（畑中静一） ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、上野武彦議員、中島勝也議員、以上2名を指名いたします。

投票用紙を配付する前に、念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を点呼に応じて記載所において記載の上、順次投票をお願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（畑中静一） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（畑中静一） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（畑中静一） 投票箱に異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が順次名前を呼びますので、記載所で記載の上、順番に投票をお願いいたします。

事務局長に点呼を命じます。

事務局長。

○議会事務局長（関口順子） それでは、着席している順に従い、順次お名前を申し上げますの

で、向かって左側のほうに用意しております記載所で記載の上、投票をお願いいたします。

上野議員、中島議員、坂本議員、横田議員、田村議員、長谷川議員、平松議員、神崎議員、川上議員、青山議員、若山議員、池田議員、木下議員、澤出議員、稲垣議員、川村議員、中川議員、畑中臨時議長。

以上でございます。

○臨時議長（畑中静一） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（畑中静一） 投票漏れがないと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

上野武彦議員、中島勝也議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（畑中静一） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数は18票です。これは、先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

有効投票は17票で

無効投票1票です。

有効投票のうち

横田有一議員8票

木下敏議員9票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、木下敏議員が議長に当選されました。

議場の出入りを開きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（畑中静一） ただいま議長に当選されました木下敏議員が議長にいられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、議長就任の挨拶を求めます。

木下敏議員。

○議長（木下 敏） ただいま議長選挙におきまして、当選となりました木下です。令和の七飯町を安定した発展と町民福祉のさらなる向上を目指

し、議決機関であります議会の運営を行っていき
たい所存でございます。

つきましては、議員の皆さんの御理解と御協力
のもと、先ほど述べましたことを目標に取り組ん
でいきたいと思っておりますので、よろしく願いいた
します。

また、理事者初め町民の皆さんの議会に対する
理解、御協力をお願い申し上げまして、私の就任
の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（畑中静一） 議長就任の挨拶を終わ
ります。

これをもって、臨時議長の職務は全部終了いた
しました。

御協力ありがとうございました。

木下議長、議長席にお着きください。

（木下議長、議長席に着く）

日程第4

会期の決定

○議長（木下 敏） 日程第4 会期の決定を議
題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とするこ
とに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開い
たします。

日程第5

選挙第2号 副議長の選挙

○議長（木下 敏） 日程第5 選挙第2号副議
長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（木下 敏） ただいまの出席議員数は1
8人です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、上野武
彦議員、中島勝也議員、以上2議員を指名いたし
ます。

投票用紙を配付する前に、念のために申し上げ
ます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙には
被選挙人の氏名を点呼に応じて記載所において記
載の上、順次投票願います。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（木下 敏） 投票用紙の配付漏れはござ
いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

（投票箱点検）

○議長（木下 敏） 投票箱に異状なしと認めま
す。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が順次名前を呼びますので、記載所で
記載の上、順番に投票をお願いいたします。

事務局長に点呼を命じます。

事務局長。

○議会事務局長（関口順子） それでは、着席し
ている順に従い、順次お名前を申し上げますの
で、向かって左側のほうに用意しております記載
所で記載の上、投票をお願いいたします。

畑中議員、上野議員、中島議員、坂本議員、横
田議員、田村議員、長谷川議員、平松議員、神崎
議員、川上議員、青山議員、若山議員、池田議
員、澤出議員、稲垣議員、川村議員、中川議員、
木下議長。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 投票漏れはございませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。

上野武彦議員、中島勝也議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（木下 敏） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数は18票であります。これは、先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

有効投票18票

無効投票ゼロ票であります。

有効投票のうち

坂本繁議員7票

青山金助議員11票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、青山金助議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（木下 敏） ただいま副議長に当選されました青山金助議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、副議長就任の挨拶を求めます。

青山金助議員。

○副議長（青山金助） 青山でございます。

ただいま選挙で副議長ということで、身の引き締まる思いでおりますが、議員の皆様のご協力を得ながら議事進行に務めてまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（木下 敏） 副議長就任の挨拶を終わります。

日程第6

議席の指定

○議長（木下 敏） 日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定では議長

が定めることになっていますが、その運用については、議会運営例規第7項の規定で、くじで決めることとなっております。

また、議長の議席は最終番で、副議長の議席は議長が定めることになっていきますので、副議長の議席は17番といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と名前を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（関口順子） それでは、議席番号とお名前を読み上げさせていただきます。

1番横田有一議員、2番神崎和枝議員、3番平松俊一議員、4番池田誠悦議員、5番田村敏郎議員、6番稲垣明美議員、7番畑中静一議員、8番長谷川生人議員、9番上野武彦議員、10番坂本繁議員、11番澤出明宏議員、12番中島勝也議員、13番川村主税議員、14番中川友規議員、15番若山雅行議員、16番川上弘一議員。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

もう議席が決まりました、それぞれ指定の議席に着いておりますので、これももちまして議席の指定を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第7

常任委員の選任

○議長（木下 敏） 日程第7 常任委員の選任

についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

総務財政常任委員に、横田有一議員、神崎和枝議員、池田誠悦議員、中川友規議員、若山雅行議員、木下敏議員、以上6人を、民生文教常任委員に、田村敏郎議員、稲垣明美議員、坂本繁議員、澤出明宏議員、中島勝也議員、青山金助議員の以上6人を、経済産業常任委員に、平松俊一議員、畑中静一議員、長谷川生人議員、上野武彦議員、川村主税議員、川上弘一議員、以上6人をそれぞれ指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、以上の議員をそれぞれ常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 2時07分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

諸 般 の 報 告

○議長(木下 敏) この際、諸般の報告を行います。

ただいま各常任委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務財政常任委員会の委員長に池田誠悦議員、副委員長に横田有一議員、民生文教常任委員会の委員長に坂本繁議員、副委員長に澤出明宏議員、経済産業常任委員会の委員長に長谷川生人議員、副委員長に川村主税議員が選出されました。

以上のとおり報告がありました。

常任委員会の名簿は、後刻、印刷して配付いたします。

日程第8

議会運営委員の選任

○議長(木下 敏) 日程第8 議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員については、委員会条例第5条の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

議会運営委員に、平松俊一議員、田村敏郎議員、畑中静一議員、長谷川生人議員、澤出明宏議員、川村主税議員、中川友規議員、以上7人の議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した7人の議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時19分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

諸 般 の 報 告

○議長(木下 敏) この際、諸般の報告を行います。

ただいま議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長に中川友規議員、副委員長に長谷川生人議員が互選されましたことを報告いたします。

日程第9

選挙第3号 南渡島衛生施設組合議会議員の選挙

○議長(木下 敏) 日程第9 選挙第3号南渡島衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

南渡島衛生施設組合議会議員に、池田誠悦議員、長谷川生人議員、澤出明宏議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した池田誠悦議員、長谷川生人議員、澤出明宏議員を、南渡島衛生施設組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、池田誠悦議員、長谷川生人議員、澤出明宏議員は、南渡島衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま南渡島衛生施設組合議会議員に当選されました池田誠悦議員、長谷川生人議員、澤出明宏議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

日程第10

選挙第4号 南渡島消防事務組合議会議員の選挙

○議長(木下 敏) 日程第10 選挙第4号南渡島消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

南渡島消防事務組合議会議員に、横田有一議員、稲垣明美議員、川村主税議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した横田有一議員、稲垣明美議員、川村主税議員を、南渡島消防事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、横田有一議員、稲垣明美議員、川村主税議員は、南渡島消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま南渡島消防事務組合議会議員に当選されました横田有一議員、稲垣明美議員、川村主税議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

日程第11

選挙第5号 函館湾流域下水道事務組合議会議員の選挙

○議長(木下 敏) 日程第11 選挙第5号函館湾流域下水道事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によ

ることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

函館湾流域下水道事務組合議会議員に、田村敏郎議員、川上弘一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した田村敏郎議員、川上弘一議員を、函館湾流域下水道事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、田村敏郎議員、川上弘一議員は、函館湾流域下水道事務組合議会議員に当選されました。

ただいま函館湾流域下水道事務組合議会議員に当選されました田村敏郎議員、川上弘一議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

日程第12

選挙第6号 函館圏公立大学広域連合議会議員の選挙

○議長(木下 敏) 日程第12 選挙第6号函館圏公立大学広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

函館圏公立大学広域連合議会議員に、神崎和枝議員、中島勝也議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した神崎和枝議員、中島勝也議員を、函館圏公立大学広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、神崎和枝議員、中島勝也議員は、函館圏公立大学広域連合議会議員に当選されました。

ただいま函館圏公立大学広域連合議会議員に当選されました神崎和枝議員、中島勝也議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

日程第13

選挙第7号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙

○議長(木下 敏) 日程第13 選挙第7号渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

渡島廃棄物処理広域連合議会議員に、平松俊一議員、畑中静一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した平松俊一議員、畑中静一議員を、渡島廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、平松俊一議員、畑中静一議員は、渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました平松俊一議員、畑中静一議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時38分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

諸 般 の 報 告

○議長(木下 敏) この際、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長より提案された議件は、承認2件、議案2件、報告2件、以上6件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職氏名を印刷してお手元に配付のとおりであります。

また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりであります。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第14

報告第2号 町議会の委任による専決処分の報告について

日程第15

報告第3号 町議会の委任による専決処分の報告について

○議長(木下 敏) 日程第14 報告第2号町議会の委任による専決処分の報告について、日程第15 報告第3号町議会の委任による専決処分の報告について、以上2件を一括して議題といた

します。

提案説明を求めます。

報告第2号、土木課長。

○土木課長(佐々木陵二) それでは、報告第2号の町議会の委任による専決処分の報告について御報告いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることを専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

平成31年3月2日午後1時17分ごろ、被害者が帰宅するため、町道本町3号を町道桜町5号方向へ走行中、桜町1丁目106の5付近において、道路路面が凍上により隆起し、その隆起部分に被害者車両が衝突し、運転席側前部バンパー及び車両下部の一部を損傷したものであります。

原因は、凍上による路面の隆起が発生したことによるものであり、当該道路が通常有すべき安全性を欠いていたため、交通に支障を及ぼしていたことが認められることから、これに対する損害を次のとおり賠償するものであります。

損害賠償額は、車両の修繕に要する費用として9万6,951円でございます。

賠償相手方は、・・・・・・・・・・・・・・・・、
・・・・・・・・でございます。

裏面に、車両事故発生状況図を添付してございますので、御参照願います。

町道の維持管理につきましては、日ごろより定期的にパトロールを実施しております。通常のパトロールのほかに、気象変化が大きなきはパトロール台数をふやして実施しておりますが、今回このような事故が発生してしまったことに深くおわび申し上げます。

路盤、路帯の凍結融解や湧水が原因で起こるこのような事象を予測することは極めて困難ではありますが、できる限り万全の維持管理体制で再発防止に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、報告第2号の報告とさせていただきます。

○議長(木下 敏) 報告第3号、総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、報告第3号町議会の委任による専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり平成30年度七飯町一般会計補正予算（第11号）を専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

報告をいたします。

平成30年度七飯町一般会計補正予算（第11号）は、第1条、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ9万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億4,509万7,000円とするものでございます。このたびの補正は、損害賠償に係る専決処分の補正でございます。

それでは、7ページの歳出から御説明申し上げます。

8款土木費1項1目土木総務費は、補償、補填及び賠償金として町道本町3号線物損事故による損害賠償金9万7,000円を追加するものでございます。

次に、5ページの歳入に戻っていただきます。

20款諸収入5項4目雑入は、全国町村会総合賠償補償保険金収入9万7,000円の追加でございます。

報告は、以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、報告第2号、報告第3号、以上2件について一括して質疑を許します。

平松議員。

○3番（平松俊一） 午後1時に、この事故が発生しているということで、決して見通しが悪いとかそういうことはなかったように思うのですが、この車自体は例えば規格を外れている、いわゆる車高を下げているだとか、そういった事実はなかったのかだけを確認します。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 事故車両につきましては、法定で定められる最低地上高というものを確保されておりますし、いわゆる改造車とかではなく、普通の一般に売られている車両でございました。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松議員。

○3番（平松俊一） この道路を昼間走る車は余りいないのでしょうかね、この1台だけが引っかけた理由というのは、例えばかなりスピードが出ていてバウンドしたとか何かそういう理由は、考えられるそういう面はなかったのでしょうか。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 通行自体が1日にそんなに台数が通るような道路ではございません。あと雪が降っていた、解けたとかという状況がありまして、凍っていた部分が融解、解けてちょっと隆起が目立ってきたものと思われれます。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で報告第2号、報告第3号、以上2件については、一括して報告済みといたします。

日程第16

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下 敏） 日程第16 承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについての提案説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり七飯町介護保険条例及び七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

このたびの改正は、低所得者の介護保険料率の軽減内容を強化することを目的とした介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担算定等に関する政令等の一部を改正する政令等が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行さ

れたことに伴う七飯町介護保険条例七飯町介護保険料率の特例に関する条例の改正でございます。

具体的な改正内容でございますが、第1条は、七飯町介護保険条例でございます。

政令改正前から、介護保険料の軽減措置の対象である第1段階の保険料を引き下げ、新たに軽減措置の対象を第2段階及び第3段階まで拡充する改正でございます。

第2条は、七飯町介護保険料率の特例に関する条例でございます。

介護保険料率の特例は、毎年度適用人数の実績を勘案し、継続の可否を決定していることから、条例の適用期間を単年度としているところでございます。平成30年度の適用人数は12名の実績があったことから、引き続き保険料率の特定を適用する所要の改正と政令の改正により軽減措置の対象が第3段階まで拡充され、同額の保険料であった第2段階と第3段階に差額が生じたことから、特例条例においても第2段階と第3段階に差額を設ける改正でございます。

それでは、議案関係資料の1ページをごらんください。

資料1、七飯町介護保険条例新旧対照表(第1条関係)でございます。

第2条第3項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「3万2400円」を「2万5,200円」に改め、同条に次の2項を加えます。

第4項、令第38条第11項に規定する基準に従い第1項第2号に掲げる第1号被保険者の保険料額を減額して賦課する場合の平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず4万2,000円とする。

第5項、令第38条第12項に規定する基準に従い第1項第3号に掲げる第1号被保険者の保険料額を減額して賦課する場合の平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず4万8,720円とする。

次に、議案関係資料2ページをごらんください。

資料2、七飯町介護保険料率の特例に関する条

例新旧対照表(第2条関係)でございます。

第3条第1号及び第2号中「平成30年度」を「平成31年度」に改め、同条第3号中「第5号」を「第4号」に、「平成30年度」を「平成31年度」に改め、同条の次に次の1号を加えます。

第4号、前条第5号に該当する者、平成31年度、3万8,900円。

議案に戻っていただき、附則でございます。

第1項、施行期日は、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第2項、経過措置は、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるでございます。

提案説明は以上でございます。御承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第17

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(木下 敏) 日程第17 承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(広部美幸) それでは、承認第5号

専決処分承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり七飯町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

地方税法等の一部改正があり、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日から施行されましたので、七飯町税条例等の一部を改正するものでございます。

なお、平成から令和への改元に伴う条例等の元号による年表示の取り扱いについては、平成31年5月1日以降の日が平成で規定している場合であっても当該表示が有効であり、改元のみを理由とする改正は行わないものとし、今後、改元以外の理由による改正を行う場合には、必要に応じて改元に係る改正も合わせて行うものとしたします。

今回、承認をを求める議案におきましては、改元前の3月29日に公布されたものでありますので、年号の表記は平成のままで進めさせていただきますことを御理解願います。

それでは、主な改正内容について御説明いたします。

個人住民税関係では、消費税10%が適用される住宅取得等について、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住した場合、個人の住宅ローン控除の控除期間を3年延長し、13年間とすること。

次に、ふるさと納税の対象となる寄附金についての見直しとして、総務省の基準に適合する地方団体を対象として指定すること。

法人町民税関係では、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の損失に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回路の故障、災害、その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の措置について規定しております。

軽自動車関係では、軽自動車税のグリーン化特例について規定の整備です。

固定資産税関係では、熊本地震に係る固定資産

税の適用を受けようとする者がすべき申告等について新設、また、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の軽減措置を創設しております。

その他所要の規定の整備による改正でございます。

条例の改正内容につきましては、議案関係資料3ページ、資料3、七飯町税条例等の一部を改正する条例の概要に掲載しております。

次に、議案関係資料4ページの資料4、新旧対照表で説明させていただきます。

第1条関係で、第34条の7は寄附金税額控除です。

第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第1項」に改めるものでございます。

附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除です。

第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とするものでございます。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例です。「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第1項第2号」に改めるものでございます。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等とし、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を

「都道府県知事等」に改めるものでございます。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改めるものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合です。第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第24項中「附則第

15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改めるものでございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等です。

資料、11ページになります。

第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、資料9ページになります。

同条第5項の次に次の1項を加える。第6項、法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

第1号、納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）。第2号、家屋の所在、家屋番号、種類の及び床面積。第3号、家屋の建築年月日及び登記年月日。

資料11ページになります。

附則第10条の3の次に次の1条を加える。第10条の4は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等です。

附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

第1号、納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係。

第2号、法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号。

第3号、当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由。

第4号、その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項。

第2項、法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

第3項、法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

第1号、代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）。

第2号、特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途。

第3号、特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途。

第4号、各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合。

第5号、法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法。

第4項、法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは、「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。を加えるものとごぞいます。

法附則第16条は、軽自動車税の税率の特例です。

第1項中、「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、第2項の表を次の表に改め、同項に次の表を加える。

表は、記載のとおりです。

附則第16条第5項を同条第12項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2

号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に、「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

表は、記載のとおりです。

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

表は、記載のとおりです。

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例です。第1項中、「第7項」を「第4項」に改めるものでございます。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等です。第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等(」を「特定仮換地等(」に、「仮換地等)」を「特定仮換地等)」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改めるものでございます。

次に、資料18ページ。

資料5は第2条関係。七飯町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(平成30年条例第19号)の一部改正です。

第1条のうち、七飯町税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、第10項の改正規定中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、第12項の改正規定中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同条改正規定に次のように加える。

第13項、第10項の内国法人が電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続

用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができることを認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

第14項、前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを町長に提出しなければならない。

第15項、第13項の規定の適用を受けている内国法人が、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

第16項、第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定が適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

第17項、第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の

第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第3条のうち、資料20ページになります。

七飯町税条例第82条第2号アの改正規定中、(ウ)四輪以上のもの、a・b、それぞれ営業用・自家用の文字を一文字分、右側に寄せる改正です。

次に、同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改めるものでございます。

附則第1条第4項中「3項を」を「8項を」に改め、附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改めるものでございます。

議案の附則に戻りまして、施行期日。

第1条、この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中七飯町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

第2条は、町民税に関する経過措置です。

別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の七飯町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第2項、新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後

の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第3項、新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表は、記載のとおりでございます。

第4項、新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条ただし書きに掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条は、固定資産税に関する経過措置です。

新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置です。

新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許しません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第5号専決処分承認を求めることについて

て、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第18

議案第28号 令和元年度七飯町一般会計
補正予算(第1号)について

○議長(木下 敏) 日程第18 議案第28号
令和元年度七飯町一般会計補正予算(第1号)に
ついてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(倍楼 司) それでは、議案第
28号令和元年度七飯町一般会計補正予算(第1
号)について御説明申し上げます。

このたびの補正は、来年4月に開校する義務教
育学校である大沼岳陽学校の整備に係る予算及び
本年3月定例会で可決をいただきました七飯町公
共施設整備基金条例の6月1日からの施行にかか
り、前日の5月31日に廃止となる七飯町新幹線
事業推進基金及び七飯町土地開発基金のうち補正
対応が必要な七飯町土地開発基金の本年度4月か
ら5月の運用利息について、令和元年度予算にお
ける決算処理のため補正をするものでございま
す。

それでは、第1条、既定予算の総額に歳入歳出
それぞれ4億2,979万6,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億979万
6,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表によるも
のでございます。

第3条、地方債の追加は、第3表によるもので
ございます。

それでは、9ページの歳出から御説明申し上げ
ます。

2款総務費1項3目財産管理費は、繰出金とし
て土地開発基金繰出金7万9,000円の追加。

10款教育費1項2目事務局費は、大沼地区小

中学校統廃合事業費として、委託料は大沼岳陽学
校開校関係委託料で、校歌の作詞作曲、校章デザ
インの作製委託で165万円、大沼岳陽学校改修
工事監理委託料654万2,000円、合わせて
819万2,000円の追加でございます。工事
請負費は、大沼岳陽学校改修工事4億2,152
万5,000円の追加。

事業合計で、4億2,971万7,000円の追
加でございます。

次に、7ページの歳入に戻っていただきます。

14款国庫支出金2項5目教育費国庫補助金
は、学校施設環境改善交付金として1億4,69
5万5,000円の追加。

16款財産収入1項2目利子及び配当金は、土
地開発運用利子として7万9,000円の追加。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は
2,976万2,000円の追加。

21款町債1項4目教育費は、大沼地区小中
学校統廃合事業債2億5,300万円の追加でござ
います。

次に、3ページに戻っていただきます。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加となるのは、10款教育費1項教育総務費
の大沼地区小中学校統廃合事業4億2,806万
7,000円でございます。

第3表、地方債補正でございます。

追加となるのは、大沼地区小中学校統廃合事業
で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記
載のとおり定めるものでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議
のほどお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許しま
す。

横田議員。

○1番(横田有一) 一般の10ページの財産管
理費のところ、28の繰出金で土地開発基金繰
出金で7万9,000円と出ていますけれども、
これは形を、二つを一つにしてしまうと。もう一
つの相手方のほうの利子の部分というのはないの
か、あるのかというのを1点。

それから、大沼地域小中学校統廃合事業費、1
3款委託料の大沼岳陽学校開校関係委託料で16

5万円の校歌並びに校章をつくると、この内訳について。

それに伴いまして、きのうのみなみ風のほうにまだ議会の承認を受ける前のこういう内容であるということで、きょう受けますよということで、議会より先にそういうものを出されるというのは、これはどういうことなのかということ、その点聞きたいと思います。

それから、財政調整基金で2,976万2,000円というのを、基金を崩してこれに充てている。今後、このように財政調整基金を取り崩してやっていくのかという部分があるのかなのか、この事業に対して。

それから、この事業が最終的にどのぐらいの額になるのか。

それから、この財政調整基金の使い方なのですが、お金がショートした場合、足りない場合にこうやって使っていくというような形で、今後も続けていくのかなと、そここのところ。今年度の当初予算では、基金を取り崩さないよというふうになっているのですけれども、そここのところがちょっとわからないので教えていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは私のほうからは、一つ目にありました基金の今回の補正予算として、土地開発基金を補正をしておりますが、もう一方の新幹線推進基金について、運用利子があるのかということだと思いますけれども、それについてまず答弁してまいりたいと思います。

新幹線運用利子につきましては、4月、5月の利子につきましては、304円を予定しております。これにつきましては、当初予算で1,000円の予算を計上しておりますので、それで補正対応しなくてもいいということでございます。

続きまして6番目、一番最後の御質問でございます。財政調整基金の今後の使い方といいますでしょうか、そこら辺の御質問に答弁してまいりたいと思います。

当初予算では、基金を繰り入れしていないとい

うことございました。ただ、今後、この学校の整備事業でも活用させていただきますし、今後、補正予算の中で例えば防災に関係する防災行政無線等の整備にあつて、そういう基金を繰り入れなければならないというものが発生すれば、そこは基金を繰り入れしていくことになると思っております。ただし、防災行政無線については、緊防債というような有利な起債もございますので、また、そのほかの特財を見つけながら、なるべく基金を使用しないような形で執行して、今年度の予算は執行してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

私からは以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは私のほうからは、大沼地区小中学校統廃合事業費の委託料、大沼岳陽学校開校関係委託料の内訳でございますけれども、まず、校歌の委託料につきましては110万円を予定しております。また、校章のデザインの委託料こちらが55万円の予定で、合わせて165万円という内訳となっております。

また、先日の新聞の新井満さんの件でございますけれども、こちらの大沼岳陽学校の校歌の制作、また、校歌のデザインの制作等につきましては、現在、こちらの開校に向けて準備を進めている開設準備委員会というのが中心となって開校の準備を進めておりますけれども、こちらの委員会の中で新井満さんのほうにお願いをしたいということで会議の中で意見が出まして、準備委員会としては新井満さんのほうにお願いをしたいというようなことで了承されているということで、新井満さんのほうに既に頼むとかというような決定されているということではなくて、あくまで準備委員会の意向として、新井満さんに頼みたいということでは了承されているというところでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 横田議員。

○1番（横田有一） ちょっと先ほど聞き忘れたのですけれども、工事監理委託料が654万2,000円という、工事監理委託料ということは工事費の設計でなくて監理であるので、申しわけないのですけれども、選挙のあった時期の前だと思

いますけれども、それがどのぐらいあったのか。先ほど聞いたのには、この事業そのものはどのぐらいかかるのですかということ僕、聞いていますよね。議長、いかがですか。

それきちっと答えていただきたいということ、きのうだかおとといの新聞に出た、きのうですか、出たやつで新井満事務所に対してというようにたしかニュアンスだったと思うのですけれども、この110万円というのはどういうふうな、見積もりか何かとって出したということなのか、それとも普通、新井満さんのところではそのぐらいかかりますよということでそういう話なのか。同じく校章についても55万円、高いものなのか安いものなのか、どういうふうにして出したのかということだけ教えていただきたいというふうに思います。

財政調整基金については、今のところはなるべく手をかけないようにしてやっていきたいということでありまして、もっと先に時期的に早いから例えば固定資産税だとか、そういう町税のほうの部分の納税を見込んでいた部分が、去年あたりだったら結構遅い時期になってきてから増額かけていますよね。そういうのがないから、今回はそれでかけたということなのか、それともそういうようなのはもう当てにしないのですよということでやっているのか、その点についてお願いします。

○議長（木下 敏） 総務部長。

○総務部長（釣谷隆士） 基金の関係の部分なのですが、去年も割と遅くなってから、遅くなってからというよりも税の固定資産税等の関係の歳入の増額補正で予算、補正をしていったというのが現実でございます。ただ、今の時点で税の歳入というのもそこそこ、いつもどおりの税の歳入は予算としては見込んでおります。ただ、それが最終的にどのくらいまでいくのかというのは、まだ今の時点ではそここのところまでは見込めないという部分では、今の予算を組むために財政調整基金、こちらのほうで対応しているという現実、まだ5月ですので、そういうふうと考えていただければ、理解していただければ。

さらに、7月にならないと交付税も決定してこ

ないという、今の段階ではそういう時期ですので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） 済みません。答弁が漏れておりました。

まず、大沼岳陽学校改修工事監理委託料でございますけれども、こちらは工事の監理に係る委託料でございます。こちらの改修に係る全体事業費ということでございますけれども、まず、こちらの改修工事費、今回補正を上げさせていただいておりますけれども、このほかにまだ金額がそのほかわかっておりません。統廃合に係る部分では、今後、予想されるものとしましては、学校が校名も変わりますので校門の改修工事、このほか学校の校章ですとか校旗この辺なども変わりますので、こういったものを作製し直さなければならぬということで、今後、また予算のかかるものもありますけれども、こちらにつきましては現在準備委員会のほうでもいろいろと準備を進めながら話をしている最中でありまして、実際の事業費としましてはまだ出ておりません。

今後、そういうものがわかり次第、また、補正等上げさせていただきたいと思っておりますので、現在のところは事業費についてはちょっとまだはっきりとしたものがないので、申し上げられないということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） 私のほうからは委託料の関係で、新井満さんのほうとデザインの金額の根拠です。それにつきましてはまず作詞作曲につきましては、他の市町村で行った実績をもとに、新井事務所のほうと交渉をして、金額的なものを出させていただいております。

また、校章のデザインにつきましては、これについては見積書を提出いただいて、今回の予算に計上してございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田議員。

○1番（横田有一） 僕の質問したのは、工事監

理委託料というのがあるので、工事の設計に対する委託料というのはあったのかどうかというのを聞いているのですよね。当然、4億何千万円もかかっているのだから、当然あったのではないかと思うので、その点教えてくださいねというので、そんな隠すような内容ではないのではないかなと思うのですよね。

それから、新井満さんのところで、他町村でやったのがこのぐらいですよというのであれば、それというのはどこに対してどういうふうにしていったのかというのは、当然、そういうデータ持っているということですよ、あったら出していただきたい。

その準備委員会だか何とかというものがこれくらいかかるからと、そうしたら準備委員会で出したものは全部町のほうは受け入れて、これだけかかるというものに対しては受け入れていくということということでもいいのですか、そういう考え方なのですか。

それというのは、あくまでも実際にはそれ以上必要ないよね、そんな立派なものじゃなくていいですよと、そこまではどうなのですかとかということは、そういうような行ったり来たりというのはないのですか。全部向こうの言うとおりは出しますよということなのですか、そのところだけお願いします。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） 委託料の関係ですけれども、これにつきましては過去の実績というのは、近年でいけば八雲でもありましたけれども、これについては作曲作詞ともに50万円ずつである方に委託をしており、実績がございます。

また、この金額につきましては、決まった例というのはほとんどなくて、言い値といいますか、そういうのもあるのですけれども、その辺は当然各ほかの町でそういう実績があるということで、交渉して決めたという関係もでございます。

また、この準備委員会のほうで決まったことについて、全てのむのかということでございますけれども、これにつきましては基本的には地元の皆さんの意見を尊重してまいりたい。ただ、法に触れるとかそういうことについては、当然、教育委

員会としては注意をしながら進めてまいると。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） 先ほどの工事監理委託料でございますけれども、大変申しわけございませんでした。

設計につきましては、前年度、平成30年度で実施設計のほうは終わっておりますので、こちらのほうには含まれておりません。工事の施工監理の委託料部分だけでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（木下 敏） 10分間、暫時休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時54分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

これより、横田議員に対する答弁より行います。

学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） 大変貴重な時間を費やしてしまい、大変申しわけございませんでした。

それでは、先ほど御質問がございました大沼地区義務教育学校の改修工事の実施設計業務の内容についてでございますけれども、こちら昨年12月の議会に補正予算のほうを上程させていただきまして、その後、3月末まで工期をとって実施設計を行っております。実施設計のこちらの金額につきましては、754万円ほどで契約をして、実施設計を行っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） そのほか少し補足答弁をさせていただきます。

まず、先ほどの次長の法に触れるという答弁がございましたけれども、次長となって初めての答弁で非常に緊張しております、少し言葉の選択が間違っただけというふうには思っております。

ただ、当然、法に触れるようなことは、これは当たり前のお話であって、しないという大前提です

けれども、その準備委員会のほうにも教育委員会として参加をさせていただいております。議論の中でいろいろな課題が出てきて、その中で整理すべきものは整理をして、これは予算づけが必要だよとか、これはちょっと今のまま大沼中学校のあるものを使ったほうがいいのではないのか、そういう交通整理をしながらやってきております。

ただ、教育委員会として今回はアドバルーンを上げて、保護者の皆さん、あるいは地域の皆さんの同意を得て、この岳陽学校というものを来年4月1日の開校に向けて準備を進めている最中です。この間、地域の方々も保護者の方々も、その学校に対するいろいろな思いを胸の中にしまい込んで、子供たちのためにという思いで、きょうまで御理解をさせていただきながら進んでいる最中です。そうした中で、教育委員会と地域保護者の皆様が一致できるのは、子供たちのためにというこのワード、このワードの中で大沼の子供たち、岳陽学校の子供が来年1年生に入った子供が9年間かけて卒業するときには、英語を話せるようになりたい、あるいは1年生に入った子供が9年間かけることによって、大沼のことをしっかり学んで高校に行ける状態、社会に出られる状態にしたい。その二つの願いをかなえるために、では今の段階で予算づけとしてどこまでやったらいいのだろうかということ、議論の根っこに据えながらやってきております。

この前のある会議の中でも、災害の対応についてはどうなのだというような話もありましたけれども、今回の補正予算については補助金の対象となるもの。これ補助金の対象から外れてしまいますと、全部単費でやらなければいけないということになりますので、今の補正予算については補助金の対象となるものだけを計上させていただきました。

ただ、全体工事費というのは、これ以降、先ほど校門の問題も出てきました。あるいは各学校の閉校に伴う費用なんかも出てきます。当然、記念誌も出てきます。あるいは学校に、さよなら何とか学校、閉校式、何月何日にやりますよというような看板も出てきます。あるいは制服も出てきますし、いろいろなお金が出てきますけれども、そ

れについては決まり次第、随時補正予算をかけて、補正予算で対応していきたいということで、以前にもお話をしていましたが、それがまだ現時点においては議論の途上で、全部が決まっていない状況なので、まだ全体事業費を出せないということで、ぜひ御理解をいただければなというふうに思います。

それと、作詞作曲の問題ですけれども、これは正直申し上げて、どなたにお願いするかによって全く金額が変わってきます。八雲町においても熊石の学校を統合するとき、著名な方にお願いをしておりますが、これは作詞作曲のプロの方ではありません。旧熊石出身の芸能人の方ですけれども、ただ、その方と同じぐらいの金額なのですけれども、新井満さんが出身の新潟で作詞作曲、請け負ったときには400万円かかっております。今回も当初、そういうお話をされておりました。ただ、子供たちのためということで御理解をいただいて、今回、予算として計上させていただいた金額になったのですけれども、ここのところに相場があるのかと言われれば、ないというふうに言わせるを得ませんが、よそとの比較、あるいは新潟でやった金額との比較を考えたときには決して高い金額ではない、あるいは意味では安い金額で地元の子供たちのことを新井満さんも思って、そういう金額で請け負っていただいたということで、私どもではというか、準備委員会として決めた方に対して、私どもとしてどうなのでしょうかとということで問い合わせをしたら、そういう金額ならいいですよということなものですから、ぜひ議会の皆さん方にもそのところを御理解をいただいて、あす以降、具体的な校歌の準備に入っていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 引き続き、質疑を許します。

田村議員。

○5番（田村敏郎） 何点かお聞きいたします。

大沼の義務教育学校の整備ということで4億2,000万円かけて、来年4月1日開校に向け、今、準備しているところのようでございます

けれども、まずその中でお聞きしたいのは、現在の大沼中学校の校舎と屋内運動場の耐力度調査の数値、これをお聞かせ願いたいと思います。

それと、国が定める耐震基準値が校舎、屋内運動場、それぞれ幾らになっているのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、二つ目でございますけれども、

1階、2階、大沼中学校校舎できていますけれども、1階が普通教室七つ、2階が二つということで、通常1階、小学校の部門であれば六つ、それから2階を中学校の部分とすれば三つというようなことで、それからいきますと2階が二つしかないというようなことで、この部分がきちっと整理をしないでそのまま使っていくのか、あるいは何か意図があってそういうようなことで準備をしているのか、それをお聞かせ願いたいとともに、それから外国語教室これが1階に一つという流れだと思うのですが、これについて小中一貫の中で外国語の授業が対応できるのかどうか。中学校は全学年、あるいは小学校は高学年からか、ずっと初めからなのかちょっと存じませんが、その部分で対応できるのかどうか、あるいは別に何か対応を考えているのか、それをまずお聞きしたいと思います。

それから、令和2年の5月1日現在の児童数の見込み数をどのぐらい見ているのか、それから生徒数の見込み数をどのぐらい見ているのか。児童数は1年生から6年生まで、それから生徒数は1年生から3年生まで、それぞれ開校当時の見込み数の数をお知らせ願いたいと思います。

それから、先ほどちょっと話に出ておりましたけれども、4億2,000万円というのはいわゆる補助対象経費事業だという、総事業費ではありませんよというような話でした。本来であれば、やはり補助対象事業費のみを上げるということよりも、まず全体の事業費がどのぐらい予定しているのか、そしてその財源の内訳はこうですというような、これはいざとなれば変更は十分あり得るの理解できますけれども、何か見えていますと、小出しと言えば失礼なのでございますけれども、どうも

はっきり全体像が見えない。もっと小中一貫の七飯町始まって以来の画期的な教育体制をつくるというのは、全体的でこのぐらいかかりますよ。そのうち補助対象事業経費はこのぐらいですというようなものをもう少し、ざくっとしたもので構いませんので、もう少し明らかにしていただきたい。決まり次第、出してくるというのですけれども、いつどのぐらい出てくるのかというのは、全く想像つかないのですね。数字はどこでもそうだと思うのですけれども、全体的にこのぐらいかかるうち、ことしはこのぐらい、来年はこのぐらいというようなそういうような提示の仕方であれば、なかなか私たちも判断つきにくいか、チェックのしようがないといいますか、出されたものに対してだけやればよいというものでもないし、全体的にこういうものが欠けているのではないかと、ああいうものを入れたほうがいいのではないかと、よりよい形にするためにもそういう全体的な事業総額、こういったようなものをある程度出せないのかどうか、それも合わせてお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏）

それでは答弁お願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは、御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、耐震の関係でございますけれども、済みません。耐力度調査の結果ちょっとないのですけれども、今、手元に耐震の調査結果のほうがございまして、大沼小学校の部分と軍川小学校の部分で、特に体育館の部分でございますけれども、体育館の部分につきましては、大沼小学校の体育館が（「答弁が違う」と発言する者あり）申しわけありません。（発言する者あり）

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午後 4時08分 休憩

午後 4時19分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

田村議員に対する答弁より入ります。

学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） 貴重な時間を費やしてしまい、大変申しわけございませんでした。

それでは私のほうから、先ほど耐震の部分につきましてお答えをしたいと思います。

現在の大沼中学校の校舎でございますけれども、こちらの校舎につきましては昭和61年に建設をされておまして、昭和56年以降に建築されているということで、建築基準法上という新耐震の建物になりますので、こちらの大沼中学校につきましては、耐震度調査については行ってないというところでございます。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） それでは私のほうからは、新しい義務教育学校の1階と2階部分の教室の数について関係なのですけれども、まず1階には7教室を計画していると、これについては通常で言えば、小学生では6年生まで、中学1年生が1階にも入るというスタイルをとっています。これについては中1ギャップ、要は小学校から中学校に入るときのそういうストレスをなくするために、こういう中学校1年生も同じ階に並べたという考え方でございます。

また、外国語教室につきましては、ここの教室は全体で使用することになります。小学校・中学校。それでここの特色につきましては、今のところ電子黒板を使ってやるということで、そのカリキュラム等々細かい部分につきましては、今の学校のほうで検討しているというところでございますので、これについては全体で使っていくという方向で大丈夫という判断で設計をしてございます。

また、児童数と生徒数ですけれども、現在、児童数については82名、生徒数が41名、合計で123名おります。現在はそれです。それで来年につきましては、それから若干下がるという方向という見方でございます。

また、全体のこれからの事業費ですね、これにつきましてはやはりスケジュール等をきちんと把握、まだされていない部分もございますけれども、やはりこれについては今後全体像を早くこちらでも把握しながら、地元の方といろいろスピード感を強めて、皆さんのほうに御提示できるように努力してまいりますので、これについては御理解をお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村議員。

○5番（田村敏郎） わかりました。

まず、耐震の問題ですけれども、説明はわかりました。56年以降は調査しなくていいと、それ以前については耐力度調査をして、耐震工事をするというそういう考え方だというのはわかりましたけれども、ただ、この大沼中学校の校舎は先ほどの説明では昭和61年、今から大体三十三、四年ぐらい前の建物。当時、56年以降はいいですよと言いましたけれども、33年も建物が建っていると大体改築といえますか、だから今やるのでしょけれども、町長については、この自然災害における人命の優先、安全・安心の確保が最も基本的な責務だと、こういう基本的な理念をお持ちの中で、33年もたった校舎、あるいは屋体に耐震の耐力度調査もしないで、安全か安全でないかも確認しないで、小学校から中学校までのいわゆる現在123名、そして来年は若干下回るにしても、そういう子供が今度通うということですよ。その安全かどうかというのは、昭和56年以降建てているのだから安全だと言い切れるのですか、これ。

やっぱりここまで真剣に町長が、七飯町の子供たちを考えて、そして安全・安心の確保が最も基本的な責務なのだと、全力を挙げて取り組むのだということであれば、33年経過した建物については耐力度調査をするなり、耐震の工事をするなり、この中ではそういう文言が全く出てきていない。ですから、基本的には改築することによって耐震が保たれるという考えなのか、そこら辺をやはりはっきりしていただきたいなと思います。

それから二つ目は、1階に七つで中1を入れるということで、中1ギャップの対策という考え方

ですけれども、七飯中、あるいは大中山中では、そういう中1ギャップというのは私は聞いたことないのですけれども、特に大沼中学校についてはそういう対策必要なのかどうか。特に、中1ギャップというのが大沼の学校に生じているのかどうか、そこら辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、私、先ほど言った児童生徒の見込み数、これ各学年ごとにお知らせ願いたいというようなことで、全体で小学校は82、中学校は42ということでなくて、各学年の見込み数といいますか、来年4月1日、あるいは学校基本調査の5月1日現在の見込み数を教えていただきたい。というのは前ちょっと聞いたことあるのですけれども、複式が解消されたというような話もちょうとお聞きしましたので、実際、各学年ごとにどのぐらい児童あるいは生徒が来年4月に岳陽学校に通うのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは、先ほどの耐震の部分でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、耐震の部分につきましては、新耐震の建物ということで、問題ないということで担当課としては考えております。今回、改修する部分では、あの施設を改修しまして、長く使うということで改修をするというものでございます。

そのほか災害の部分の部分では、今回の工事で避難所にもなるということもございますので、水道等も、もともとポンプアップしていたものを今回直轄にするというような部分で、施設も避難所としても使うというような理解のもと進めております。そういうことを御理解をいただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） 中1ギャップの関係で、大沼に対策が必要かということなのですけれども、これにつきましては、具体的に何名がそういう今現在いるのかというのは、この中1ギャップがその理由になっているかどうかという決まった数字はございませんけれども、昨今やはり中学

校になった、環境が変わったということで、以前に比べて生徒数の学校に来られなくなった不登校の数もふえてきているというのが現状でございますので、人数についてははっきりわかりませんが、やっぱりその対策として、そういう環境の変化についてなるべくそういう支障がないようなことで考えてございます。

また、各学年ごとの数字でございますけれども、これにつきましては、大変申しわけないのです。今のところ資料、きょうは持参していませんので、各学年で平均しますと13名から14名の間で一クラスになるというふうに記憶してございますので、申しわけないのですけれども、この答弁で御理解をいただきたいと思いません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村議員。

○5番（田村敏郎） 最初の耐震の問題ですけれども、教育委員会の考え方は、問題ないというようなことでございますけれども、さらに避難所としても使うと。

私、さっき言ったのは、昭和61年に建てて、そして33年経過して、耐震もわからない、そして今回小中一貫校にするために改築をする、それだけでいいのですかということを知りたいのですよ。やはり先ほども言ったように、きちっと安全・安心の確保、これは33年建物、それはいろいろな考え方ができると思いますけれども、行政の考え方としてはこういう機会に、耐力度もしっかりとありますと。したがって、しっかりと避難場所としても活用していきますというのなら、町民、子供たち、みんな大沼地区の人方は安心しますよ。

でも、しかし、耐震はと言いますと、56年度以降は国は調べなくていいからオーケーですよと、こんな無責任な話ないですよ。こんなことが大沼地区の人方、聞いたらびっくりしますよ。4億2,000万円もかけて、耐震も何もそういうものも考えていない、こんなことあり得ますか、言っていることとやっていること違うと思いますよ。やはり真剣に子供たちの安全や安心を考えた場合は、しっかりと4億2,000万円かけるの

であれば、耐震、これもしっかりと基準を満たしていますと、現在、満たしていますというぐらいの対応でなければ、安心・安全なんてどうなると思いますか。56年以降はオーケーですよ。ですから安心して避難してきてくださいと言うのですか。最後に、町長の見解お聞きしたいと思います。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 私から答弁申し上げます。

そこは、国という機関がお墨つきを与えた年度以後に建てた建物で、この役場も昭和59年かな、8年かな、そのくらい。それ以降については、耐震化がありますという前提で、全ての建物が成り立っているわけです。ただ、田村議員が子供たちのことを考えて、あるいは地域住民の避難する場所のことを考えて、念には念をという思いについては十分理解をさせていただきます。が、現実問題、国がお墨つきを与えている前提で、そこを改築をして、小学校の子供たちも入れるようにするという、それをまた耐震化があるかどうか。あるという前提でやっているわけですから、そこまで教育委員会としてはチェックをする考え方はありません。

とにかく今は、その思いとしてはわかりますけれども、軍川小学校と大沼小学校、特に大沼小学校の体育館が非常にもろくなっているという、子供たちがあそこで授業をやっていたときに、もしかしたら壊れるかもしれない、それをとにかく回避をしたいということで急いで今やっているのです。そういう意味では、さっき御指摘のあった全体像を示さないでいるというのも、そこに原因があります。

そういう意味では、さっき答弁しましたけれども、本当にこれから全速力で地域の皆さん方と議論しながら、進めていきたいというふうには考えておりますけれども、ぜひ前段の耐震化の問題については、基準にのっとってやっていると。それがだめなのではないかと言われても、これは行政を担う国の基準に基づいて行政を担う立場としては、それを否定する何物もないということで、ぜひそういうことで御理解をいただきたいと思いま

す。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 引き続き、質疑を許します。

平松議員。

○3番（平松俊一） 1点だけお尋ねをしますけれども、避難施設になっているということで、非常用の発電機そういった施設というのは、いただいた図面の中では見受けられませんでした。藤城小学校は発電機は置きませんけれども、設置できる形をとっていましたが、この4億2,000万円の中には、それは入っているのか入っていないのか。もし入っていないとすれば、今後の補正でそういったものを対応することがあるのかどうか、御答弁願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 先ほども少し申し上げましたけれども、今回の補助対象になるものを取り急ぎやらせていただきました。その発電機につきましては、基本的には補正対応でやっていきたいというふうに思っております。ただ、あそこだけで使うということになると、使わない時期が非常に多くなりますので、そこはイベント等も含めてあればそういうのを使いながら、効率的に使っていきなというふうに思っています。非常時には常時、基本的にはあそこに置いて、何かあったときにはあそこのところの非常用電源として確保したいという考え方で、その延長の一環としてポンプ、水道の問題についてもそれがあればポンプアップできますけれども、極力、その電気を使わない状況の中で水道が来るような状況にはしたい。その分をほかのところにも回せる形になりますので、そういうことで考えています。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 引き続き、質疑を許します。

若山議員。

○15番（若山雅行） 初めての質問なので、ちょっととんちんかんな内容があるかもしれませんが、許してください。

4億円の予算を短時間で議決しなければならぬということで、非常に恐れを感じながらこの議

案を見ております。ただし、本件が継続案件で小学校の耐震化の問題、あるいは少子化対策、子供たちの教育環境等の解決のために、十分議会で議論されているという認識のもとで質問させていただきますけれども、4億円を超える予算、調達のうちの町債が2億5,300万円ということで、大きな金額であることから以下のとおり3点質問させていただきますと思います。

何度か今のあれでも出てきましたけれども、今後、予定されている体育館の解体工事とか、あるいはプール新築工事だとか、見積額についてはどのくらいまでマックスで見ているのか。5億円なのか10億円なのか、あるいは1億円なのか何千万円なのか、この辺は早目に提示していただきたいと思うので、現在、想定しているものがあれば教えていただきたいなということです。

そういうことによって次回補正が出てきたときに、多いではないか、少ないではないかということで議論ができるということで、それと同時に2番目の質問としては、町債による調達で2億5,300万円ということで、町債の残高が本年度末でどのくらいになる見込みなのかとか、ふえるのか減るのか、これについても数字を出しているのであれば教えていただきたい。前年度予算と比較して、若干多いのではないかという懸念と、今年度これからも補正が予定されているのであれば、町債の調達がちょっと多くなる可能性があるのかなということです。

3番目については、利率が3.5%ということで、調達の利率ですね。あくまでも上限ということですから、これより安く調達するのだと思いますけれども、1%の金利の上限で何百万円も変わってくる状態ですので、こういう提案の仕方かできないのでしょうかけれども、最近の調達のレートは実勢でどのくらいなのか、もしおわかりであれば回答いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） まず、今後の小学校、大沼小学校と軍川小学校の体育館の解体につきましては、概算で4,330万円ほどの費用、2棟

で見てございます。また、プールの新築につきましては1億2,500万円。合計で1億6,830万円ほどを現在見込んでございます。

建築費については、以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それではまず、町債の発行額につきまして御説明をしたいと思います。

本年の当初予算の説明資料につきましては、ことしの3月の当初予算の提案の際に御説明したところでございますけれども、その中で当初予算の段階になりますけれども、平成31年度の発行予定額は約12億円ということになってございます。平成30年度の発行見込み額、これも5月まだ出納閉鎖期間ありますので、見込み額としての数字でございまして、その際には26億円ということになってございます。

先ほど言いました平成31年度の約12億円につきましては、当初予算の段階でございまして、先ほど来ありました今後の補正の状況によりましては、町債の金額がふえるということも想定されるところでございます。

あと、今回の基金の利率につきましては、町債の利率につきましては3.5%以内ということになってございます。最近の直近のレートにつきましては、今、手元に資料がありませんが、当然、借りる段階で町が優位になるように、一番安いようなものを選択してまいるといったことになると思いますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山議員。

○15番（若山雅行） プール等の解体とか、プールとか今、金額を出していただいて大変ありがたい話ですけれども、これについては、今回の4億2,100万円のうち、大変御努力いただいて国から交付金として1億4,500万円か、1億4,600万円を出されたということで、非常に努力されているなという感じでありまして、今後予定されている解体工事だとかプールなんかについては、そういう金額を見込めるのかどうか、全額自賄いにあるのかどうか、そのところはいかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） まず、体育館の解体につきましても、これにつきましても、現在、まだはっきりしないというのが現状でございます。あとのプールのほうは補助金はございますけれども、これについては現在のところは、10分の1ぐらいの実際の補助、1億2,000万円ですと、1千二、三百万円程度の補助を見込んでいます。これについてもやはり国の予算の範囲内という限定がありますので、はっきりつくかどうかは、ここではまだ、わからないというのが現状でございます。

以上でございます。

会議時間延長の議決

○議長（木下 敏） 質疑を続行いたしますが、その前に会議時間も迫っておりますので、会議規則第8条第2項の都合により、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

延長いたしたいと思えます。

それでは、引き続き質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第28号令和元年度七飯町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19

議案第29号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（木下 敏） 日程第19 議案第29号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第29号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案説明申し上げます。

このたび御提案いたします令和元年度国民健康保険特別会計の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,070万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億8,070万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成30年度の国民健康保険特別会計の決算見込み額を試算した結果、歳出に対し、歳入において、現段階で6,070万円の収入不足が生じる見込みでございます。

したがって、地方自治法施行令第166条の2の規定により、当該不足額に対し、令和元年度の歳入から繰上充用を行うための予算を補正するものでございます。

それでは、国保7ページの歳出から御説明いたします。

令和元年度の当初予算の歳出は、9款予備費まで計上してございましたが、今回新たに10款繰上充用金を追加いたします。

10款1項1目繰上充用金2節補償、補填及び賠償金に、前年度繰上充用金といたしまして6,070万円を追加するものでございます。

次に、国保5ページの歳入に戻っていただきまして、4款繰越金1項1目繰越金は、平成30年度決算において赤字が見込まれることから、前年度繰越金1万円を減額するものでございます。

5款諸収入2項雑入に、新たに6目歳入欠かん補填収入を追加し、6,071万円を追加するものでございます。

国民健康保険特別会計は、昨年度に引き続き本年度も繰上充用金を計上することとなりましたが、昨年度1億1,861万8,625円の繰上充用金に対しまして5,791万8,625円、4

8.3%の減少となっており、平成30年度決算見込みでは、単年度収支で約5,791万9,000円程度の黒字を見込んでございます。

今後の運営に関しましては、収入の確保、また、特定健診、各種健康事業等、医療費適正化対策の推進などにより、今後も健全な運営を目指してまいりたいと考えてございます。

このたびの繰上充用による措置につきまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

上野議員。

○9番（上野武彦） それでは質問させていただきます。

ただいま説明がありました。今回の主な歳入不足の原因というのはどこにあるのか、ひとつお伺いしたいと思います。

2点目に、累積赤字と申しますか、これまでかなり赤字が積み重なってきていたと思っておりますけれども、累積赤字は本年度の最終幾らになっていくのか。

3点目に、今後の財政見通しと申しますか、国保の見通しについて、都道府県化が進みまして、それで従来よりは財政的な余裕が出たような話も聞いておりましたけれども、今後の見通しはどのような状況なのか、ちょっとその辺についてお伺いします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 30年度の赤字決算の要因といたしまして、平成29年度までの累積赤字が主な原因となっております。こちらの累積赤字に関しましては、1億1,861万9,000円となっております。会計全体の増減を含めまして、今回は6,070万円の赤字を見込んでいることとなっております。

ここで今後の見通しといたしましては、平成30年度の単年度収支というのは、5,791万9,000円の黒字の決算となる予定となっておりますが、道との共同保険者になったことにより、道から負担を求められる国民健康保険事業費納付

金の配分が下回ったための黒字となっております。

なお、今後の推計といたしましては、令和2年度より据え置きとなっていました平成29年度の前年度後期交付金等の精算が開始する予定でございますので、その精算額というのは現在未定であることから、今後は道の動向や各年度の決算状況を勘案しながら、累積赤字の解消に向けていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野議員。

○9番（上野武彦） 都道府県化によって財政的な若干の余裕が出てきて、この累積赤字が減少しているということでしょうか。

先ほど、お聞きしましたけれども、この6,070万円というのは、今年度の段階での累積赤字ということなのでしょうか。その辺についてははっきりしなかったので、もう一度お願いします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 先ほども答弁いたしましたけれども、今年度の中の累積赤字ということになってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 引き続き、質疑を許します。

田村議員。

○5番（田村敏郎） 二、三点ちょっとお聞きいたします。

まず一つ目でございますけれども、今回、繰上充用ということで6,000万円ほどしておりますけれども、その理由といたしましては、歳入が不足するためということで、歳出が増加するというよりもむしろ理由としては、歳入が不足するというような理由で理解は私はしているのです。

通常、国保のいろいろな補正の中では、療養給付費がふえて歳入が追いつかなかったというようなこととなりますけれども、この補正理由にしては、平成30年度国民健康保険特別会計の歳出に対し歳入が不足しているためというような表現なものですから、具体的に先ほど出ましたけれども、国保税の滞納があつて歳入欠かんを起こして

いるのか、あるいは国の療養給付負担金が、今、34%が下がったとか、そういうような歳入の減額があってこういう表現になったのか、そこら辺について若干そちらのほうの分析といいますか、お知らせ願いたい。

ちなみに平成29年度から、4月1日から国保税が改正になってきているということで、国保税の改正前の調定額、28年度でも構いませんけれども、それと国保税が改正になった平成29年度以降の調定額、もしわかれば国保税の調定額を教えてください。

それから、同じように国保の加入者がこれがふえているのか、減っていれば当然、歳入も落ち込んでくるだろうというような見方ができるので、できれば国保の加入者、同じように……。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 横田議員。

○1番(横田有一) 何か今の質問、ちょっと一般質問的で、今の予算にちょっと合わないのではないかと思うので、議長の判断。

○議長(木下 敏) まず、質疑をそのまま続行して、答えられる部分は答えると、あと現状を知りたいということなのでしょう。要は、今、聞いていますと、要は歳入不足6,000万円だから、赤字ということがここに書かされていない。説明したから、聞いているのだという趣旨のように感じたのですけれども、だからもっと簡潔にこの部分、この部分と言って。ただ、細かい今の現状、今回初めての議会ですので、今までのことは、もしできればある程度のところでして、あとは6月なら6月にまた一般質問等ありますので、今、簡略に引き続き質問してください。あと、理事者のほうは答弁できるところはすばっと答弁してやってください。手持ちないところは、今、手持ちないでいいですから、それでよろしいですか。

それではどうぞ、引き続き田村議員。

○5番(田村敏郎) そういうようなことで国保の加入者の数、これも改正前と改正後、わかれば教えてください。

それから、累積赤字、これについては今30年か31年に黒字になってというような話でなかつ

たですか、単年度で黒字になると、そういう発言なかったですか。単年度で黒字ですよ、なるという。それ以後も黒字が続けばいいのですけれども、累積がどんどんどんどんふえていくという話であれば、また、国保税まだ2年しかたっていないのですけれども、改正しなればだめだというようなおそれも出てきますので、そこら辺の施政方針にもありますけれども、本年度も累積赤字の解消を目指し云々とありますから、そこら辺の対策があれば、あわせてお知らせ願いたいと思います。

○議長(木下 敏) 住民課長。

○住民課長(清野真里) 歳出に対して歳入が不足するということなのですけれども、ちょっと内容といたしましては、先ほども答弁いたしましたけれども、どうしても累積赤字が29年度の部分が残っているという形で、それによって歳入が追いつかないという現状ということで、そういう表現をさせていただいております。

あと調定でございますけれども、こちら、決算ベースでお答えさせていただきたいと思います。28年度の調定が6億4,165万9,900円、この現年度分に絞らせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。そして29年度は6億7,788万5,900円となっております、増減が3,622万6,000円の増となつて、5.65%の増となっております。

被保険者数になりますけれども、こちら決算ベースとさせていただきます、28年度が7,035名、29年度が6,717名、マイナス318名となっており、こちらは4.52%の減という形になってございます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 民生部長。

○民生部長(杉原 太) ただいま課長のほうから、実数について説明もありましたけれども、社会保険制度のほうもこの二、三年前から改正になって、時間数の少ない方も社会保険適用というふうな形になったこともございまして、国民健康保険のほうの保険者数は、減少傾向にあるというふうにして、こちらのほうでは考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 引き続き、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第29号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、原案のとおり可決されました。

日程第20

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下 敏） 日程第20 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から、特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員会申し出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の申し出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本臨時会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和元年第1回七飯町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 5時03分 閉会

